平成２２年（フ）第１７５５号
大阪府南河内郡河南町さくら坂３丁目８番９号
債務者　小林　幸恵
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７７１号
大阪府羽曳野市白鳥１丁目１番４号
債務者　野里　義忠
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７７５号
大阪府藤井寺市小山６丁目２番43号
債務者　高谷　洋子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７８１号
大阪府藤井寺市林２丁目１番36号
債務者　竹内みゆき
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７８４号
堺市西区浜寺船尾町西２丁261番地６
債務者　中井美由紀
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８５号
新潟県阿賀野市粕島652番地
債務者　加藤　勝則
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第２１３号
山口県山陽小野田市セメント町１番17号　レオパレスさくら101号、旧住所山口県山陽小野田市中央２丁目４番14―２号
債務者　伊藤　賢次
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第４０６号
香川県高松市藤塚町２丁目10番30―202号
債務者　松下　利明
1　決定年月日時　平成22年12月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４３２号
茨城県つくば市谷田部1144番地186
債務者　津久井忠規
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２９９２号
名古屋市千種区堀割町２丁目43番地　覚王山Ｋハイト３Ｂ号
債務者　太田　裕士
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６５８４号
大阪府三島郡島本町江川１丁目10番２―410号
債務者　奥野麻由美
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７２６号
大阪府摂津市千里丘東５丁目13番17―810号
債務者　中野　克久
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９７６号
大阪市都島区毛馬町１丁目３番７号
債務者　山口　弥生
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０２１号
大阪府豊中市岡町９番６号
債務者　髙橋　和男
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０２２号
大阪府豊中市岡町南１丁目６番15―102号
債務者　番場　政夫
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６４８号
大阪府寝屋川市御幸西町２番２―406号
債務者　谷口　　努
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７９８５号
大阪市住吉区東粉浜１丁目11番８号
債務者　小島　穂高
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部